

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

令和5年3月29日

答 申

令和4年10月4日付け総第114号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

霧島市消防局長（以下「処分庁」という。）が、り災証明書及びその作成の基となつた資料について、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、文書の存否を明らかにしないまま公文書開示請求拒否決定をしたことは妥当ではないことから、処分庁において再検討すべきである。なお、り災証明書及びその作成の基となつた資料類の中に、守られるべき個人情報が含まれる場合は、当該情報については、条例第5条第2号の規定に基づき保護すべきである。

〔本件開示請求に係る公文書の件名又は内容〕

平成28年1月24日、鹿児島県霧島市霧島田口405番地で発生した火災について、所有者である〇〇〇〇が平成28年2月2日に罹災物件申告書を提出し、同日平成28年2月2日に罹災証明書を当該、〇〇〇〇宛てに霧島市消防局が発行をしているが、罹災証明書を発行するにあたって、「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領第8 り災証明書の発行要領(1項)」が要求する「事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により立証できるものとする」に該当する公文書に係る公文書のうち、「内容物全損」を判定した際に「事実を確認」又は「確実な証拠」に該当する公文書

第2 経緯

第1に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内 容
令和4年5月16日	審査請求人から処分庁に対し「公文書開示請求書」が提出される。
令和4年6月1日	処分庁から審査請求人に対し「公文書開示請求拒否決定通知書」が送付される。
令和4年6月20日	審査請求人から処分庁に対し「審査請求書」が提出される。
令和4年7月14日	審査庁から審査請求人に対し、上記審査請求書の内容に不備があったため、補正命令が行われる。

年月日	内 容
令和4年8月4日	審査請求人から審査庁に対し、「補正書」が提出される。
令和4年8月30日	審査庁から審査請求人に対し、処分庁が作成した当該審査請求に対する「弁明書」（令和4年8月25日付け）の副本が送付される。
令和4年9月8日	審査請求人から審査庁に対し、弁明書に対する「反論書」が提出される。
令和4年10月4日	審査庁から審査会に対し、「情報公開審査諮詢書」（令和4年10月4日付け総第114号が提出される。
令和4年10月25日	令和4年度第1回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
令和4年12月20日	令和4年度第2回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
令和5年2月6日	令和4年度第3回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、条例第4条第1項の規定に基づく令和4年5月16日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が令和4年6月1日付け総消第52号で行った公文書開示請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第4 本件処分に関する主張の内容

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求書（令和4年6月20日付け）の要旨
別紙1のとおり。
- (2) 補正書（令和4年8月4日付け）の要旨
別紙2のとおり。
- (3) 反論書（令和4年8月25日付け）の要旨
別紙3のとおり。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 弁明書（令和4年8月25日付け）の要旨

ア 本件処分の理由

審査請求人は、本件開示請求において、特定の個人に係る災害物件申告書に関する情報についての開示を求めており、仮に、本件開示請求に対し、該当する公文書の存否を答えた場合、本来不開示情報として保護すべき利益が害されることにな

るため、本件開示請求は、条例第8条に該当することから、条例第9条第2項の規定に基づき、公文書開示請求拒否決定通知に係る処分を行った。

イ 審査請求人の主張に対する処分庁の意見

審査請求人は、本件開示請求に対して該当する公文書が存在することを前提として、本件処分が違法又は不当であることを主張しているものと考える。

しかしながら、本件処分は、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなることから、当該公文書の存否そのものを明らかにせずに本件開示請求を拒否しているものであり、審査請求人の主張には理由がないものと思料する。

また、仮に、本件開示請求に係る公文書が存在していると仮定したとしても、当該公文書には、条例第5条第2号ただし書及び同条第3号ただし書に該当する情報が記載されていないものと考えられるので、この場合においても、審査請求人の主張には理由がないものと考える。

第5 審査会の判断

処分庁は、本件開示請求について、条例第8条の規定により本件処分を行い、これに対し、審査請求人は、取消しを求めている。

1 本件対象文書について

条例第4条第1項第2号は、開示請求は、実施機関に対して、「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載した開示請求書を提出してしなければならない旨を定めている。また、同条第2項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。

以上を踏まえて、本件開示請求について検討すると、開示請求書中「公文書の件名又は内容」の記載事項については、処分庁が開示請求の対象となる文書を具体的に特定するに足りるとは言えない面があることから、本件処分において、審査請求人の意図するところと処分庁の解釈の間に齟齬が生じていないか疑問の余地がある。

したがって、処分庁においては、本件開示請求書を受け付けた段階で、審査請求人に對し、補正の参考となる情報として、保有する具体的な公文書の情報等を提供し、開示請求書の補正を促すなど、対象となる公文書の特定に向けた措置を講ずる必要があつたものと考える。

当審査会においては、審査請求書等の趣旨を踏まえ、本件対象文書は、平成28年1月24日霧島市霧島田口405番地において発生した火災に関する「り災証明書及びり災証明

書を作成する基となった資料」であるものとして審査を進めた。

2 条例第8条を根拠とした本件処分の妥当性について

条例第8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

当該条文は、適用例として、特定の個人に係る生活保護や措置入院等に関する申請書類の開示請求などが挙げられ、このような開示請求に対して、当該公文書の有無を答えた場合、当該人物がそれらの申請を行ったか否かという、通常、不開示情報として保護すべき利益に当たる情報が開示され、当該公文書を開示したことと等しくなることから、実施機関が、当該公文書の有無について応答を拒否することができることを定めたものである。

以上を踏まえて、本件処分について検討すると、仮に、本件対象文書が存在すると応答したとしても、本件火災に関しては災証明書が作成されたことが明らかになるだけであり、具体的な災の状況や焼失した物品等は明らかにはならない。また、本件火災が発生したことは、審査請求人を含む地域住民にとって周知の事実であり、火災の発生に伴い災証明書が作成されることも通常のことであるため、本件対象文書が存在すると答えることが、本件対象文書を開示することと等しくなるとはいえない、個人の権利・利益を侵害するともいえない。したがって、条例第8条を根拠とした本件処分は妥当とはいえない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	山本 敬生	鹿児島県立短期大学准教授
委員	稻留 隆	司法書士
委員	久留須 由紀	司法書士
委員	福田 英人	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士



霧島市役所 霧島市長殿

審査請求者

令和4年6月1日 請願第52号 による審査請求である。

公文書開示請求拒否決定通知書 株式会社立山石の二

不服がある為、審査請求正式である。(消防局からの拒否通知書)

① 霧島市情報公開条例 第13条に基づいて

霧島市霧島田口405番地の団体である、永山靖英

仁村(2) 第13条 第2項の手続きを行ふ公文書開示

を請求する。

審査請求者:

住所(区町):

連絡方法:手紙

2022年 6月 20日

市長	山口副市長	内副市長	総務部長	総務課長	主幹	係	関係者

総務部長	総務課長	主幹	係	関係者
菅	原	○	○	柏



補正書

別紙2

令和4年8月4日

(審査庁) 霧島市長 中重 真一 殿

(審査請求人)

令和4年7月19日付け総第64号をもって補正を命じられた事項について、下記のとおり補正します。

記

1 審査請求の趣旨

令和4年5月16日付けで公文書開示請求した

「平成28年1月24日、鹿児島県霧島市霧島田口405番地で発生した火災について、所有者である[REDACTED]が平成28年2月2日に罹災物件申告書を提出し、同日平成28年2月2日に罹災証明書を当該、[REDACTED]宛てに霧島市消防局が発行をしているが、罹災証明書を発行するにあたって、「霧島市火災調査規程に関する事務処理要領」第8、り災証明書の発行要領(1)項」が要求する「事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により立証できるものとする」に該当する公文書に係る公文書のうち、「内容物全損」を判定した際に「事実を確認」又は「確実な証拠」に該当する公文書の開示請求をする。(当該、所在地に私の所有物である財産等があった為霧島市情報公開条例、第13条に基づく手続きをお願いします。)」

に対し、霧島市消防局長が公文書開示請求拒否決定とした処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

発生した。

平成28年1月24日に鹿児島県霧島市霧島田口405番地の火災(微火)につき、その当時その場所に置いてある私の私物が[REDACTED]にあって盗まれたのが、又は火災にあって焼失したのが、知る必要があり、重大且つ多数の損害を被ったのに[REDACTED]に対して損害の補償をしてもらう必要があり

当該公文書を確認する必要がある為、(財産について私の私物が有り[REDACTED])

審査請求の詳細理由は別紙1、別紙2の通り

3 処分庁の教示の有無及びその内容

「令和4年6月1日付け消総第52号による公文書開示請求拒否決定通知書」に、「この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます」との教示があつた。

*

アッキ土ケによる陰湿な野蛮な行為、非悪本行為
はやめ下さい。築土が何分のつまつがえ
しれませんが、人権侵害に係る証拠隠滅
や捏造等の行為は下劣な行為ですので
やめ下さい。

地方公務員法 第63条第二号に反し
違法な行為をやめて下さい。
「職務に關し、他の職員に職務上不正な行為を爲
むる又は、相當の行為をしていよいよ要求し、依頼し
たに該當します。

別紙1.

- (1) 令和4年5月16日、霧島市消防局長(以下「処分庁」といふ)は、「審査請求の趣旨記載の公文書について、霧島市情報公開条例第4条の規定による開示請求を行ふ」処分庁から同年6月1日付「消總第52号」により公文書開示請求拒否決定を受けた。
- (2) 処分庁は、当該処分の理由を「霧島市情報公開条例第8条に該当する開示請求中鹿児島県霧島市霧島田口405番地の所有者に係る情報について、当該文書の有無を答えること自体が、個人の権利、利益の侵害となり、霧島市情報公開条例第5条第2号に該当し、非開示とすべき文書である」としている。
- (3) したがって、本件処分は、霧島市情報公開条例第5条第2号、吉左エ一書と(1)及び同様第3号吉左エ二書にて無視してあり、霧島市情報公開条例第13条第2項第1号「当該情報が第5条第2号の又は同様第3号吉左エ二書に規定される情報上該当すると認められる」として明示される規定に違反しており、違法(不当)であり、処分庁は、「消總第52号」令和4年6月1日「公文書開示請求拒否決定通知書」上「係る令和4年5月16日「公文書開示請求書」上該当する公文書を同条例第13条に基づいて手続を行ふ公文書開示を行へてある」

別紙2

(4) 以上の点から本件処分の取消しを求めるため

審査請求を提起(下)

審査請求人氏名: [REDACTED]

住所(居所): [REDACTED]

補正書提出日: 2023年8月4日

反論書送付通知書

令和4年 9月8日

審査庁

霧島市長 中重真一 殿

審査請求人:

霧島市消防局長が你方公文書開示請求書否認決定通知に
 関する処分(令和4年6月1日付け第52号)に対する審査
 請求に關り、行政不服審査法(平成26年法律第68号)
 第30条第1項の規定により、下記の反論書等を別添のとおり
 提出します。

記

1. 反論書 2通

2. 送付書類 2通(別添1)

総務部長	総務課長	主幹	係	関係者
宮	永	野	柳	泊



令和4年9月8日

霧島市長 中重真一殿

審査請求人：[REDACTED]

反論書

私が令和4年6月20日付で提出した、霧島市消防局長が
行った公文書開示請求拒否決定通知に関する(令和4年
6月1日付 諸統第52号)に係る審査請求書について、令和4年
8月30日付けで弁明書の送付を受けたので、次のとおり
反論する。

① 弁明書「第3項」「第4項」「第5項」について
争う。

② 審査請求人の反論及び主張

- (1) ええと、霧島市情報公開条例 第13条の規定の対象
としての権利者は、霧島市消防局長ではなく [REDACTED]
あり、消防局長に拒否する権利はない。(不当な介入である。)
- (2) 霧島市情報公開規則取扱規程、第12条の手続上で
当該条例及び訓令に基づく消防局長は当該義務とするにあらず。
- (3) 地方自治法 第2条第16項、第17項及び霧島市消防局
職員の服務に関する規程(平成17年11月7日 消防局訓令
第4号)に基づく条例、規則、訓令と市職員は從う義務ある。

(4) 霧島市消防局長及び他の職員は 地方公務員法 第32条に基づいて 法令、条例、地方自治体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に消防局長及び市職員は従わなければならぬ。

(5) 霧島市情報公開条例 第13条の規定 及び 霧島市情報公開事務取扱規程 第12条の規定にて行わぬ事は、地方公務員法 第37条第1項に違反する急業行為があり、地方公務員法 第61条第四号(違法な行為) 同法 第63条 第二号(職務上不正な行為)、並びに刑法 第223条(強要) 第①項の後の段、刑法 第95条 第②項 後の段、刑法 第193条(公務員職権濫用) 等による権利の行使を妨害するものがあり、憲法 第14条 第①項に違反する差別行為である。

(6) 霧島市情報公開条例 第8条に基づき 公文書が存在しないのがあれば 存在しないことの 誠実な回答をするべきである。(当該条例第13条の妨害をやめ 行使をされるべきである)

(7) 細山田 寿美の弁明書の 第5項に 当該条例 第5条 第2項及び第5条第3号の反対し書きについて弁明を(之)いるが、当該物件に私の財産があつたのかどうかについては、尙更、同条例 第13条 第2項の意見書を提出する機会を [REDACTED] 上与えられるべきである。